

改正育児・介護休業法等に関する

個別相談会のご案内

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が平成29年1月1日に施行されます。

育児・介護休業等規定の整備や新たに義務とされた、いわゆるマタハラ防止措置を適切に講じていただくため、個別にご相談に応じます。

◆ 日時

平成28年10月から週2回程度（下記参加申込書のとおり）

※11月以降は、東京労働局ホームページにて随時ご案内いたします。

◆ 会場

東京労働局共用会議室（千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎11階）

東京メトロ東西線／半蔵門線、都営新宿線 九段下駅（6番出口） 徒歩5分

※駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

◆ お申込み

事前に、下記申込票をFAXにて送付してください。

日時を調整の上、こちらからご連絡いたします。

★個別相談会では、以下の①②についてご相談をお受けします。必ず、希望されるご相談内容の番号に○を付けてお申し込みください。

①育児・介護休業等に関する規定整備方法に関すること

②いわゆるマタハラ防止措置に関すること

※改正法の内容そのものに関するご相談は、できる限り電話でのお問い合わせをお願いいたします。

【お問い合わせ先】

東京労働局雇用環境・均等部 指導課 両立担当（☎03-3512-1611）

～ 参加申込書（10月分）～

申込みFAX番号 03-3512-1555

企業名		ご相談内容							○をつけてください（複数可） ① ・ ②	
ご出席者職氏名		ご連絡先（TEL）								
ご希望の日時 （第三希望までご記載ください）		10/4 （火）	10/6 （木）	10/11 （火）	10/18 （火）	10/19 （水）	10/26 （水）	10/27 （木）		
	9:30～10:30									
	10:45～11:45									
	13:00～14:00									
	14:15～15:15									
	15:30～16:30									

※お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。